

新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会  
第3回作業部会 議事要旨

平成29年11月7日  
観光庁観光資源課

「新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」については、本検討会の下に作業部会を設置することとしており、その第3回を11月7日（火）に開催いたしました。

今回の作業部会（ワーキンググループ）では、改正通訳案内士法で定期的な受講が義務づけられる通訳案内研修（登録研修期間が実施する研修）の内容等について議論を行いました。

### 1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成29年11月7日（火）14:00～16:00
- ・ 場所：中央合同庁舎2号館低層棟 共用会議室2A

### 2. 出席者（別紙のとおり）

### 3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】全国通訳案内士の定期研修内容について
- ・ 【資料2】その他検討事項について
- ・ 【参考資料】新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会 当面のスケジュール

### 4. 検討会での発言等

事務局より、資料1、2について説明を行い、議論を行った。  
以下はそのうち主なものの要約。

資料1について

○ 定期研修を無資格ガイドも受講可能にする案には賛成しかねる。理由としては、国家試験に合格した人とそうでない人之間にある知識のレベルや意欲の差が顕著であるだろうということ。私どもが通訳案内士のための団体であって、無資格の方も一緒入っていただいてそのレベルアップをしていくのは、国家の戦略的には正しいことかもしれないが、非常に引がかかるものがあるという理解をしている。



○ 旅行会社の立場から、個人情報保護や著作権、コンプライアンスについて、世の中としてもかなり意識が上がってきている分野という認識。法律で縛られてくる部分、引っかかってくる部分は法定研修に入れて、少なからずその知識や意識をガイドさん方にも同じように持って対応していただきたい。一方で、国内のインターネット状況は毎年変わってくるもので、法律で縛られるような内容のものなのか否かというところで、少し検討いただいたほうがよいのではないかと。

○ 研修料金は登録研修機関が設定するが、受講者がお金を払わなければいけない。5年前にやった経過措置と全く同じことをもう1回やるのかというのが一番のポイントだと思う。もう1つは我が国の歴史や文化に対する正確な知識を有し、かつ外国人旅行者の満足の高い案内ができるように憧れの職業になるようにするという。有料でも通訳ガイドのコンテンツの研修であれば皆受けたいのです。

また、とても大きな問題としてコンプライアンスのなかでも著作権があげられる。今後著作権の枠外できちんと使えるような写真、コンテンツを観光庁で用意する気持ちがないと、仕事は進まない。これらの問題をどう扱うか是非考えてほしいと思っている。

○ 定期研修の中の自主研修に関してはあくまでも推奨であって、これは受けなくても大丈夫なのか。もう1点、研修の内容については、研修を実施する登録機関に内容はある程度「こういう内容でやってください」と示した上で、研修の内容はお任せしてしまうのか。

→ 法定の研修は中身をきちんと決めないといけないが、この自主の部分については、例えば初任者研修のように、受けたほうが当然いいものであって、計画に対してこちらから推奨という形にしたい。手挙げ方式で各団体、機関から「こういうものはどうでしょうか」と相談を受けたら、推奨すべきだと判断できればしていく形が取ればよいと思っている。

○ 研修料金も登録機関が設定をするということだが、かなり料金の差が出てきてしまっても、それは問題ないのか。ある程度ガイドラインを決めていくのか。

→ やり方がそれぞれ異なり、例えば座学とe-learningではかかる費用も全然変わってくる。一人当たりの実費分、費用も変わってくるので、それについて我々で判断するのは適切ではないと思っている。そこのところは、積算したものをを見せていただいて、適正な価格設定がなされていれば認める形になると思う。

○ 定期研修をする団体について、現在組合のような組織で、全ての研修を組合員以外受講できない場合、登録団体になるためにはガイドの資格がある者を全て受け入れなければいけないのか。また、登録団体になる書類手続き等、時間がどれくらいかかるのか。

→ 登録研修機関に登録をしていただくにあたって、申請の行為が必要になり、施行後に行っていたこととなる。書面や提出いただく書類については省令なり、通達の中でそれを示していく。処理期間についてはなるべく早くできればと考えているが、通常であると1カ月、2カ月はかかるのではないかと考えている。法定研修は有資格者以外に対しても、相応の負担を前提として研修を受講するように関係者に働きかけを行うと最終取りまとめの中に書かせていただいている。例えば費用に差がつくなど、差を設けることは当然あると思うが、少なくともこの法定研修の部分だけはオープンにし

ていただきたい。いろいろな人がガイドをやりたいときに、素晴らしい質の研修を受けたいという外部の方を受け入れたらそれだけ団体としての収入にもつながるのではないかと思うので、そこは是非ご検討いただきたい。

○ 以前の委員の方々のご意見としては、定期研修に関しては受講のハードルを上げるのではなく、参加し易くする為、安心安全、生命に関わる最低限のものだけで、それ以上は自主的なスキルアップ研修の中でやっていくべきではないのかというお話であったと思う。他の委員からの意見にもあったが、個人情報と著作権の部分は非常に重い。従って私どもは法定の定期研修では、本当に必要最低限な災害発生時の対応、プラス個人情報、著作権、このレベルでよいのではないかと思う。あと1点、気になっているのが無資格ガイドの方に受講を認めるという点は国全体のレベルアップとしては非常にいい話。ただ、無資格の人で法定研修だけ受けた人がそれを誇大に広告する等への対応はきちんと考えておかなければいけないだろうと強く感じている。

○ 無資格ガイドの方が研修を受講された場合の修了試験や修了証明書、私も全く同意見。少なくとも証明書は発行しないほうが良いと思っている。

○ 登録研修機関の実施基準の中の研修内容②番で、「観光庁長官の告示に定める教材を使用する」とあるが。これは定期研修の中はどこの機関も同じ教科書という理解でよいか。

→ 実際の告示ではもう少し定性的な書き方になり、同じ教科書を使わなければいけないものではない。

○ 定期研修の教材に関しては、これから新たに何かテキストをつくるのか。

→ この教材は各団体でつくっていただいたものについて、ネガティブチェックのようなことをしたいと考えている。経過措置研修は、大体の部分が網羅されているものになる。それを参考につくっていただければよいと考えている。

○ 著作権や個人情報、これは私もできれば法定研修に入れていただきたい。登録の組織として手を挙げるかどうかという立場から確認だが、例えば新人研修、初任者研修は今までどおり自由にやってもよいが、こちらの定期研修という冠というか、タイトルをつけるにはこの登録の指定機関にならなくてはならないということか。

→ 登録研修機関になる必要がある。

○ 団体の事情から大学の教授や准教授を呼ぶのが経済的に難しい場合、例えば数団体一緒に先生を呼び、法定研修部分はそこでカバーして、その後各言語の研修を行うような形は可能か。

→ 個別にご相談いただければと思うが、一般論で申し上げると、講師の方が複数団体にまたがって、教えられることに関しては全く問題ないと考える。

○ 法定研修が経過措置研修のやり直しになってしまい、それだけでは人集めができない。ガイドさんが本当に知りたい情報の研修を併設して行わないと受講料が取れず、通訳案内士が受けたいと思っ

ている知識のコンテンツをつくらないといけない。国で研修の素材になるもの、これを各団体が活用して研修することができるよう、観光庁の責任においてテキストづくりはお願いしたい。

→今試験の出題範囲の明確化の作業をおこなっている。これも民間の会社に我々から委託しており、通訳案内士の試験を受けるにあたって、勉強する範囲ということで項目が出てくる。それについて説明を加えていくところからこれは来年度以降になるが、着手できればと考えており、テキストにあたると思っている。

○ 遠方や研修会場に行くのが困難な方にも「受講が可能になるように工夫を考慮すること」とあるが、ここは登録機関それぞれがこういった考慮をなささいということなのか。それとも観光庁で全体的にそういう環境が整うように何かしら全体を見る、確認したりすることなのか。

→ 告示を出す際に、何らかの形で皆様にお伝えしようと思っている。研修方法としては各研修機関の経営方針などもあることから、各団体の判断をなるべく尊重しつつ、受講が困難な人たちへの対応も取れているところを排除することではないと考えている。

資料2について

○ 通訳案内士の外国語名称に関して、当団体でも1つにまとまっているわけではないが、外国の方がこれを見たらどのような印象を受けるのだろうかと考え、「National Government Certified Guide/Interpreter」という意見が出てきた。

○ 全国「通訳案内士」ですから、「Guide Interpreter」です。これが直訳で、そこから「Interpreter」を取ると、好き嫌いではなくて作為的な積極的な理由がないと取れないと考える。名称を独占するという今回の法的な根拠から言うと、あえて意識するのはおかしいと思う。「Certified」、「Licensed」は若干ニュアンスが違って、ドライバーズライセンスのように特定の人に免許を与えるのが「Licensed」で「Certified」は品質保証。うちのネイティブによると「Licensed」に近いだろうとのこと。さらに、案内士団体として業務独占は本来あるべきだという延長で来た議論の中で、それを「Certified」とすると、我々はライセンスを受けた特別な人間であるという主張で来たはずなので、それがいきなり「Certified」は少し弱いと考える。

○ 以前ある英字新聞から取材を受けたときに、ネイティブの記者が、紙面に「Guide Interpreter」と書いた。それから非常にじっくり来ており「Guide Interpreter」がよいと思う。

○ 韓国語の場合で言うと韓国の政府が認めている名前は「観光通訳案内士」です。逆に言うと、観光庁のやることになぜ「観光」という言葉がつかないのか。事実上、通訳もやることはあるにせよ、主なのは観光ということで、韓国語に関して言うと、「観光通訳案内士」が韓国人にはすぐわかると思う。

○ 旅行業関係の用語が参考に記載されており、「Certified」を総合旅行業務取扱管理者、国内旅行業務取扱管理者で使っている。今までのご議論と過去のこの経緯を考えると、先ほどからお話のある「Licensed」というもう少し強めの意味のほうが今回はじっくり来ると思う。無資格ガイドを今後何

と言うかは別として、彼らともう明確に分けるならば強めの言葉にすべきではないかと思う。

○ 「Certified」だと「認定ガイド」という感じのイメージを受けてしまう。きちんと試験を受けて、パスをしたライセンスを持ったガイドさんですと表すのに「Licensed」とつけていただく。あと「National」なのか、「National Government」なのかは、実際にガイドの皆さんたちのご意見を酌み取っていつつけていただけたらいいと思っている。

○ 無資格の方々を社内でもどのように呼ぶべきだろうと議論している。今まで旅行業界で「通訳案内士」と呼んでいるかという、「英語ガイドさん」や「フランス語ガイドさん」という「言語とガイドさん」という言葉でもって認識をして、逆にライセンスを持っていない方々は一切ガイドさんとは呼んでいなかった。便宜的に「英語添乗員」としたら、旅程管理を持っている人のようだと、そこもまた違うという議論を、社内でおこなっている。また、名称独占の対象外として、「英語ガイド」（言語＋ガイド）を認める案についても今の段階では疑問を持っている。先ほどもご意見で出ていたとおり、「無資格」や「Non License」という呼び方は残したほうが明らかではないかと。我々も海外のエージェントさん方に違いを説明するとき、英語の正式名称は今後決まったものを使うようにさせていただくにしても、このライセンスのない方々を求めてきたときに、この差はこうだとわかりやすく説明するには、もし「ガイドさん」と使っていことにするならば「Non Licensed」や「無資格」を残したほうがいいのではないかと感じている。

○ 先ほどの議論で、全国通訳案内士と地域限定通訳案内士の両方並行で考えたほうがいいのかという話があった。私も同意で、弊社は地域限定のガイドさんと全国通訳案内士さん、両方ともご登録いただいております。「National Government Certified/Licensed Guide」、あるいは、例えば京都市であれば「Kyoto Government」など「Government」が入っているほうが、地域限定と全国で使い分けがしやすいと個人的には思った。

○ 外国語表記については、通訳案内士団体の方のご意見でよいと思う。無資格ガイドについては、明確に違いがわかるような名称が一番よいと思っている。

○ 今、全ての皆様からご意見をいただいた中で、「Government」をつけたほうがよい、それから、「Certified」ではなくて「Licensed」のほうがよりよいのではないかと。それから、「Guide」だけではなくて「Guide Interpreter」としたほうがよいのではないかとのご意見が多かったと思います。これは表記するときの語数などは、制限はあるのか。

→登録証の幅が8.6センチしかなく、あまり語数が増えるともとても小さい文字になってしまうのではないかと懸念がある。

→本質の問題は、どのように差別化を図っていくのか。名称独占となった資格の差別化を図ることなので、皆さんのご意見を最大限尊重して、事務局で整理して次の検討会にご提案をしたい。